

入札説明書

令和8年2月12日千葉市公告第144号により公告した千葉市保健所等移転業務委託契約の入札等については、関係法令等に定めるもののほか、この入札説明書による。

1 競争入札に付する事項

- (1) 委託名 千葉市保健所等移転業務委託
- (2) 委託概要 仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結の日から令和9年3月31日まで
- (4) 履行場所 千葉市美浜区幸町1丁目3番9号 千葉市総合保健医療センターほか
(仕様書による)

2 競争参加資格

一般競争入札に参加を希望する者は、次のすべての要件を満たしていかなければならない。

- (1) 令和6・7年度千葉市物品又は委託入札参加資格の審査を受け、資格を有すると認められていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないものであること。
 - ア 手形交換所による取引停止処分を受けてから、2年間を経過しない者
 - イ 当該入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者
 - ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの更生手続開始の決定がなされていない者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で、同法に基づく裁判所からの再生計画の認可の決定がなされていない者
 - オ 千葉市物品等入札参加資格者指名停止措置要領（昭和60年8月1日施行）に基づく指名停止措置等を入札参加資格申請期限の日から入札日までの間に受けている者
 - カ 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者
 - キ 千葉市内に本店又は営業所等を有する者にあっては、千葉市税（延滞金を含む）を完納していない者
- (3) 令和6・7年度千葉市委託入札参加資格者名簿に、大分類「運搬・保管」中分類「事務所移転」で登録されている者
- (4) 一般貨物自動車運送事業の許可を有する者であること。
- (5) 令和2年度から令和7年度（下記申込期間開始の前日）までに、1,300m²以上の事務所移転業務の元請の履行実績があること。

3 入札参加資格確認申請書の提出

競争入札に参加を希望する者は、入札参加資格確認申請書及び本項（4）に規定する関係資料を提出し入札参加資格の確認を受けなければならない。

（1）提出期間 令和8年2月13日（金）～令和8年3月5日（木）

（日曜日、土曜日及び休日を除く午前9時30分から午後4時30分まで）

（2）提出場所 千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課

（3）提出方法 持参

（4）入札参加資格確認申請書に添付する関係書類

ア 一般貨物自動車運送事業の許可を有するものを証明する書類

イ 令和2年度から令和7年度（下記申込期間開始の前日）までに、1,300m²以上の事務所
移転業務の元請の履行実績があることを証明する書類

（5）確認通知 令和8年3月17日（火）までに申請者に確認結果通知書を発送する。

4 入札手続等

（1）入札及び開札の日時 令和8年3月30日（月）午後1時30分

（2）入札及び開札の場所

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市役所高層棟3階 L会議室302

入札参加資格確認結果通知書の提示を求めるので、必ず持参すること。

（3）入札方法

ア 入札者は、原則として、前記（1）及び（2）の入札及び開札の日時及び場所に出席して所定の入札書をもって商号又は名称及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること

イ 所定の入札書をもって行き、商号及び入札件名を記載した封筒に入れ提出すること。

ウ 郵便による入札の場合は二重封筒とし、表封筒に「入札書在中」と朱書すること。宛先は契約事務担当課（8に同じ）とし、令和8年3月27日（金）午後5時00分までに書留郵便にて必着のこと。

（4）入札書に記載する金額

ア 入札書に記載する額は総価とする。

イ 入札金額は、当該業務委託の履行に要する人件費のほか、一切の諸経費等を含めて見積もること。

ウ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積金額に消費税及び地方消費税に相当する額を減算した金額を入札書に記載すること。

（5）入札保証金

要（ただし、千葉市契約規則第8条に該当する場合は免除とする。）

(6) 落札者の決定方法

千葉市契約規則第10条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、著しく低価格の場合は当該入札者に照会することがある。

(7) 無効となる入札 千葉市契約規則第16条の規定に該当する入札

5 開札に立ち会う者に関する事項

開札に立ち会う者は、入札者又はその代理人とする。代理人が立ち会う場所は、入札に関する権限及び開札に関する権限の委任を受けなければならない（入札前に委任状を提出すること）。

6 再度入札の実施

- (1) 開札において予定価格に達する価格の入札がなく、落札者がいないときは、直ちに再度入札を行う。
- (2) 再度入札の回数は、2回とする。
- (3) 再度入札には、初回の入札に参加しなかった者、開札に立ち会わなかつた者又は初回の入札で無効とされた者は参加できない。

7 契約の手続等

- (1) 契約保証金等 要（ただし、千葉市契約規則第29条に該当する者は、免除とする。）
- (2) 契約書作成の要否 要
- (3) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 契約条項等の閲覧 千葉市契約規則等は、8の契約事務担当課で閲覧できる。

8 契約事務担当課

〒260-8722

千葉市中央区千葉港1番1号

千葉市保健福祉局医療衛生部医療政策課管理班

電話 043-245-5204

9 その他

(1) 入札参加資格を有しない者の参加

前記2(1)に該当しない者が、競争入札に参加するためには、令和8年3月5日（木）までに千葉市財政局資産経営部契約課において、当該入札参加資格の認定を受け、かつ、前記8の契約事務担当課において入札参加資格確認の申請をしなければならない。

なお、資格審査の申請手続きを行う前に下記までお問い合わせください。

千葉市財政局資産経営部契約課契約第二班 電話 043-245-5089～5090

(2) 契約締結の停止等

この調達契約は、「政府調達に関する協定」の適用を受けるため、千葉市入札適正化苦情検討委員会から契約を締結すべきでない旨又は契約執行を停止すべきである旨の要請等を受けた場合は、調達手続の停止等があり得る。

(3) 契約締結の条件

契約締結は、この調達に係る令和8年度予算の成立を条件とし、予算措置がされない場合には、契約手続きを中止する。